

9月補正予算(台風12号関連) 総額673億円 (過去最大規模の補正予算額)

〈復旧対策〉

- 道路、河川、砂防などの本格復旧
- がれきや流木等障害物の除去
- 農地やため池など農林水産業施設の復旧
- 老人福祉施設など社会福祉施設の復旧
- 熊野那智大社など文化財の修復

〈災害救助対策〉

- 被災者の生活支援
 - ・食料品、生活必需品等の支給
 - ・ホテル等の借り上げ
- 被災者の住宅支援
 - ・応急仮設住宅建設、公営住宅の改修、民間住宅の借り上げ
- 児童・生徒支援
 - ・学用品の給与や通学バス臨時運行
 - ・スクールカウンセラー配置

〈再建対策〉

被災者の生活再建

- 生活再建支援 最大300万円

- 義援金の迅速な配布

死者・行方不明者 1人当たり 100万円

住宅全壊 1戸当たり 30万円

住宅半壊 1戸当たり 15万円

重傷者・親を亡くした児童 1人当たり 50万円

住宅床上浸水 1戸当たり 5万円

被災事業者の再建

- 融資制度・利子補給制度の拡大

農林水産業向けの融資枠の拡充

被災中小企業者向けの融資制度の新設

- 製造事業者等の再建支援

建物・設備等の復旧経費の10%を補助

台風12号による被害に対する復興支援策

被災者住宅再建支援

【通常】「被災者生活再建支援制度」対応

【課題・問題点】

- 被災コミュニティの再構築
- 被災地域は過疎地域で持ち家志向が強い地域
- 安定した居住空間の確保は被災者の精神的支え

- 全国制度(各都道府県拠出)に県単独上乗せ補助

県単独上乗せ額(上限)

- ・住宅再建 150万円
(全国制度と合わせて450万円)
(住宅建設費×1/3)-300万円
(全国制度)

- ・大規模半壊補修 75万円
(全国制度と合わせて225万円)
(住宅補修費×1/3)-150万円
(全国制度)

補助対象世帯

- ・原則、被災前と同一市町村内に住宅を再建、購入する場合に限定

被災商工業者等再建支援

【通常】融資制度等対応

【課題・問題点】

- 製造業者は地域雇用・経済において重要な役割
- 小売業者は生活必需品の提供等過疎地域社会の支え
- 観光業は紀南地方の主要産業であり地域経済の支え
- 観光における風評被害の払拭

- 製造業等支援 [10/6～募集開始]

補助額 投下固定資産額等の10%
(上限 2億円)

対象施設 工場、試験研究施設等

- 小売業、サービス業、飲食業、観光業支援

補助基準額 100万円～2千万円の復旧費
補助率 補助基準額の1/10

- 観光関連「復興アクションプログラム」

- ・情報発信
- ・総合プロモーション
- ・海外対策
- ・世界遺産の保全活動
- ・首都圏対策

被災農林業者等再建支援

【通常】国の災害復旧制度及び融資制度等対応

【課題・問題点】

- 農家等にとって生活を立て直す生計手段を失った状況
- 農家等の購買力が一定の地域経済の支え
- 早急な支援がなければ多くの離農者がいる可能性

- 農業支援

①農業生産基盤復旧支援 (補助率 45%)
国の災害復旧事業対象外の農地・農業用施設等の復旧

②営農再開支援 (補助率 1/3)
[例]改植、農業用ハウス

③地域農業支援 (補助率 1/3)
離農農家対策

- 畜産業支援 (補助率1/3)
[例]畜舎

- 林業支援

- ①経営再建等のための借入金に対し利子補給制度の創設(無利子化)
- ②特用林産物生産施設復旧支援 (補助率1/3)
[例]椎茸・備長炭生産施設

被災地支援のための取り組み

- ・ 被害商店等から飲料品を県職員が購入
- ・ 災害ボランティアバスの運行
- ・ 災害派遣等従事車両証明書の発行(高速道路の無料化)
- ・ 県税・手数料の減免
- ・ 中小企業相談窓口の設置
- ・ こころの健康相談の開設(那智勝浦町内避難所)
- ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣
- ・ 災害廃棄物の処理支援
- ・ 被災地への職員派遣
- ・ 日高川へ流出した牛の対応